

保護者の皆様へ

廿日市市立七尾中学校
校長 池田 稔彦

気象警報発令・地震発生に係る対応における連絡方法について

桜花の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、本校の教育活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、気象警報発令時の対応について、連絡方法を昨年度途中から次のようにしましたのでよろしくお願いいたします。

【連絡方法の注意】

連絡方法はメール配信のみです。学校からの電話連絡はありませんので各家庭で警報情報をご確認ください。

警報情報は、気象庁の情報とし、テレビ等では「NHK放送局」を基本とします。
※七尾中学校PTAメール配信への登録をお願いします。

1 気象警報発令に係る対応

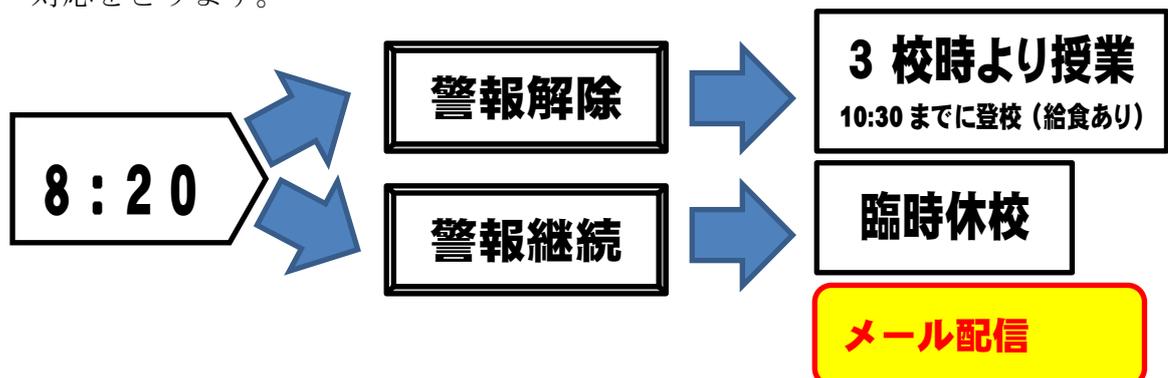
(1) 基本方針

午前6時の時点で「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」いずれか1つでも廿日市地域に発令されている場合は、自宅待機とします。



※6時に警報が発令されていなかったが、家を出る時間までに急に警報が発令された場合は、自宅待機とします。8:20以降のメール配信の指示に従ってください。

(2) 始業開始の午前8:20時点で警報が継続あるいは解除された場合は次の対応をとります。



(3) 生徒が在校中に警報が発令された場合は、「授業の打ち切り」や「保護者引き渡し」等、安全対策を決定してメールにてお知らせします。

2 地震発生時に係る対応

(1) 基本方針

地震が発生し、校区内を含む廿日市地域で「震度5弱」以上が観測された場合は、「臨時休校」とする。

(2) 対応内容

発生時	学校の対応
前日 ～登校前	○前日（下校時）から登校までに発生した場合は、 臨時休校 とする。
登校中	○登校中に発生した場合には、 臨時休校 とします。 各自が自宅・学校・避難場所の近い方へ避難するなど最善な場を判断して行動する。 ○生徒が学校に避難してきた場合は、安全を確保して保護者に引き渡す。
在校中	○在学中に発生した場合は 授業打ち切り にする。 ○生徒の安全を確保し、 保護者に引き渡す 。

3 保護者への生徒の引き渡しについて

(1) 生徒引き渡し実施基準

七尾中学校 生徒引き渡し（保護者迎えによる下校）実施基準
次の事態が発生した場合は、保護者迎えとし、安全・確実に保護者への引き渡しを行う。

- ① 廿日市市において、震度5弱以上の地震が観測された場合
- ② 自然災害等により通学路や家屋に重大な損傷がみられ、下校が難しいと判断した場合
- ③ 警察等から廿日市市内に凶悪犯罪等の犯人等が逃走中との通報を得た場合（廿日市市教育委員会からの指示）
- ④ その他、生徒の安全確保のため、廿日市市教育委員会からの指示や学校が判断した場合

(2) 生徒引き渡しの手順・方法

